

## 産業建設委員協議会記録

開会年月日	令和3年2月8日
開会時刻	午前11時05分
閉会時刻	午後0時10分
出席委員名	◎北村 勝 ○宮崎 誠 井村貴志 野口佳子
	岡田善行 辻 孝記 宿 典泰 世古口新吾
	浜口和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 伊勢市バリアフリーマスタープランについて
	2 空家等の対策について
	3 水洗便所等改造資金助成制度の改正について
	4 勢田川流域等浸水対策協議会について《報告案件》
	5 伊勢市景観計画の重点地区指定等について《報告案件》
	6 管外行政視察について
説明者	都市整備部長、都市整備部次長、都市計画課長、住宅政策課長、
	上下水道部長、上下水道部次長、下水道建設課長、
	下水道建設課副参事、下水道施設管理課長、その他関係参与

## 協議経過

北村委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢市バリアフリーマスタープランについて」外4件を協議した。

次に「管外行政視察について」を議題とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から現時点では見送りとし、今後視察が行える状況になったと判断した場合は本協議会において改めて諮ることと決定し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時05分

### ◎北村勝委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、御手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

## 【伊勢市バリアフリーマスタープランについて】

### ◎北村勝委員長

それでは「伊勢市バリアフリーマスタープランについて」御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

都市整備部長。

### ●森田都市整備部長

本日は大変御多用のところ、産業建設委員会に引き続き、産業建設委員協議会を開催いただき誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、ただいま委員長から御案内のありましたとおり「伊勢市バリアフリーマスタープランについて」ほか2件の協議案件と報告案件が2件でございます。詳細につきましては各担当部署から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

### ◎北村勝委員長

都市計画課長。

●中村都市計画課長

それでは「伊勢市バリアフリーマスタープランについて」御説明申し上げます。

資料1-1の1ページを御覧ください。1、「パブリックコメント実施の概要」でございます。

(1) 意見募集方法につきましては、公告、広報いせ、ホームページへの掲載、関係者団体への周知文書送付、伊勢志摩バリアフリースターセンターでのポスター掲示をさせていただきました。

(2) 案の閲覧場所としましては、伊勢市役所本庁舎で4か所など、合計22か所で実施し、期間中は伊勢市ホームページにも掲載いたしました。

(3) 意見提出の対象者としてしましては、伊勢市内に在住、在勤または在学している人などでございました。

(4) 閲覧期間は令和2年11月27日から12月28日でございます。

続きまして2、「意見募集の結果」でございますが、意見者は2名で、意見数は13でした。

資料2ページを御覧ください。2ページから4ページに頂いた御意見を記載しております。意見の内訳としましては、計画全体についての意見が三つ、バリアフリーマスタープランの位置づけなどに関する意見が六つ、基本的な方針についての意見が三つ、その他の意見が一つでございます。

寄せられた御意見の主なものとして、まず3ページの5番で、「マスタープラン策定のメリットについて明記すれば分かりやすい」との御意見を頂きました。この意見に対する市の考えとしましては、マスタープランの中ではなく、策定後にホームページに記載する説明文等に記載することとします。

一番下の9番では、「人口や高齢化の推移など、伊勢市の概況を明記すべき」との御意見を頂きました。こちらの意見につきましては資料編にまとめることとしました。

4ページを御覧ください。11番では、「ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、だれもが社会参加ができる安全で快適なまちづくりについて基本方針に入れるべき」との御意見を頂きました。こちらの御意見に対する市の考えとしまして、バリアフリーは障壁を取り除くという考え方で、一方のユニバーサルデザインは施設や製品を誰にとっても利用しやすくする、デザインする考え方とされており、本マスタープランは、バリアフリー法に基づき、高齢者・障がい者等の特に移動に関する部分に対してバリアフリー化の方針を示すものであると考えています。また、基本方針として、高齢者、障がい者等だけでなく来訪者も含めて、誰もが安全に安心して移動できるまちの整備を進めることを掲げています。

以上がパブリックコメントに対する意見と市の考えでございます。意見に対する、案の修正はございません。

これらパブリックコメントの結果とバリアフリーマスタープラン案について、1月15日から25日までの期間、バリアフリーマスタープラン策定協議会に対し、書面による協議をいただきましたところ、案に対する御意見があり、それを受けて、今後の社会情勢の変化に応じ、地区選定における評価基準や指標についても見直していく旨、記載しております。案は資料1-2でございますので後ほど御高覧ください。

この修正をもって最終案としまして、2月末までに策定公告を行いたいと考えております。

以上、「伊勢市バリアフリーマスタープランについて」御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。  
宿委員。

○宿典泰委員

これは私も疑問になったので当局にお聞きしたわけでありますけれども、今日は都市マスのプランも持ってきたんですけれども、今回のバリアフリーマスタープランの位置づけというのか、それと前回の平成29年度にできた交通バリアフリーの基本構想との関連とか、その辺りの説明が全然ないので、この際でありますから、その辺りのことの説明をまずしていただきたい。というのは、交通バリアフリーのほうでも目標年次が平成32年ということですから、令和2年度の完成を目指してということになっておいて、その上でのバリアフリーマスタープランができてということは、この関係っていか関係性というのが、どこにも書かれておらないので、ちょっとその辺りのことを説明いただけませんか。

◎北村勝委員長

都市計画課長。

●中村都市計画課長

すみません、資料1-2の3ページを御覧ください。3ページに法令、それから上位の関連計画、それと今回の伊勢市バリアフリーマスタープランというような位置づけを記載させていただいております。委員御指摘のマスタープランにつきましては、この上位関連計画というところに、左側のほうに記載しておりますけれども、伊勢市の計画としましては、総合計画がありまして、その下に都市計画に関する一番大きい計画としてマスタープランというようなものがございます。大きい矢印の下に今回策定する予定の伊勢市バリアフリーマスタープランというものがござりまするので、都市マスタープランの下の計画というような位置づけになろうかと思っております。

あともう1点、五十鈴川駅周辺の基本構想との関係ということで、この図の伊勢市バリアフリーマスタープランという下に五十鈴川駅周辺地区というのが、伊勢市交通バリアフリー基本構想というふうな記載がありますけれども、その右側に他地区というようなものがございまして、こちらが今回このバリアフリーマスタープランで移動等円滑化促進地区という形で指定させていただく2地区になりますけれども、その2地区を今後、五十鈴川駅周辺地区と同様に基本構想の策定を検討していくというような関係になっております。以上でございます。

◎北村勝委員長  
宿委員。

○宿典泰委員

その説明で大体の方は分かりゃあそれでいいんですけども、政策をつくる時の根本になると思うので、やはりその辺りのことから触れてやるべきかなと、こんなことを思っております。

もう既に交通バリアフリーの基本構想の中で五十鈴川も触れられて、他地域のこともどようになっていくかなってことで、私自身は質問をしたことあるので、自分では覚えておるんですけど、いわゆるこのバリアフリーマスタープランに対する意見があって、その中でも2ページの3番にある伊勢市に住んでみえる方にとってどのような安全・安心で便利な状況がつかれるかということが非常に大事になってくるんだと思います。そういう視点から、何かマスタープランができるのはいいんですけど、マスタープランに掲げておらない地域の問題というのが多々ありますよね。それについての修正をしていく状況というのはどのように考えてみえるのかお聞かせを願えませんか。

◎北村勝委員長  
都市計画課長。

●中村都市計画課長

すみません。バリアフリーマスタープランに掲げていない場所の、そのバリアフリーに関してどのように取り組んでいくのかという御質問だったかと思います。

バリアフリーマスタープランでは、駅から生活関連施設と言われる、例えば市役所であるとか銀行であるとか、行く経路についてバリアフリーを検討していくというような形で考えておりますけれども、例えば伊勢市駅や宇治山田駅とは全然違う場所の歩道とかのバリアフリーにつきましては、基本構想には含まれていなくても当然必要な場所というのはあるかと思っておりますので、必要性の高い場所につきましては各事業者によって対応が必要というふうに考えております。以上でございます。

◎北村勝委員長  
宿委員。

○宿典泰委員

仮に申し上げますと、以前も申し上げたことがあるんですけども、百五銀行の少し向こう側に歩道橋があって、片方、北側の道路については、県道の中で歩道もきちっと確保されてますけれども、南側の歩道の橋脚のところ、下りてくる階段のところというのは、実際にはもう障がい者も健常者さえもぎりぎりな状況のところ、川に近いというような話もあって、そんなところはもうこれ何年たつんでしょう。私も御質問させてもらってから県との協議をするというようなことになりながらこうしとるじゃないですか。それはも

う県道沿いか、市道の問題かは別として、やはり市民の方が生活する中、このバリアフリーを何でするかっていうと、やっぱり高齢者や障がい者に対しての話が中心になってくると思うんですね、安全・安心としては。その辺りができてないのにこのマスタープランのことだけやっていくのかなというような気になって仕方ないんですけど。それとやっぱり、交通バリアフリーのこの構想についても、この令和2年度にもう終わってしまうということやから、構想についてももうこれで終わりということにしてしまうのかなと思って、新たに改訂版を出すのかなとか、具体的な話ですよ、構想ですから。その辺りのことがきちっとこれから進んでいけるのかなというようなことも気になっておるんですけど、その辺りお答え願えませんでしょうか。

◎北村勝委員長  
都市計画課長。

●中村都市計画課長

すみません。まず1点目、その県道の百五銀行のところの件になるんですけども、こちらにつきましては、今回の移動等円滑化促進地区として伊勢市駅、宇治山田駅周辺地区の中の生活関連経路として位置づけをさせていただいておりますので、また基本構想をつくっていく際に、事業者さんと何かいい案がないかということで協議をさせていただくことになろうかと考えております。

あと、交通バリアフリー基本構想の件についてですけども、令和2年につきましては短期事業の完成年度が5か年ということでそのような形になっておりますけれども、長期に位置づけられている事業というのもございまして、これにつきましては引き続き事業者さんと今後どのようにしていくのかというのは協議していく必要があるかと考えておりますので、引き続き鉄道事業者さん、それから国道・県道・市道の道路管理者さんと協議をしていくという形になりますので、よろしくお願いたします。以上です。

◎北村勝委員長  
宿委員。

○宿典泰委員

マスタープランやら構想づくりが一生懸命やられておって、現場でっていうところが随分遅くなって、こういうことを聞くと、このプランに基づいてまた肅々とやっていくんやというような話を、お答えをされますけども、実際にやっぱり、都市マスのほうでもその目的の中でうたわれとるということが実質、きちっとやられとるかどうかっていうことがやっぱり僕らは案ばかりできて追及をしておるけれど、その基本的なところで住みやすいまちというようなことが、各部署でそういう認識を持ってやられとるのかなというのが非常に疑問に思っとなるわけですよ。何かプランづくりをやって、プランをやらんと動かないのやっていうような話ではなくて、やっぱりこう、以前からやられておるその構想であったりそういったものが、短期であれ長期であれ、長期やもんでまた先で回しますという話

ではないんで、その辺りは担当課の言うのも分からんわけではない。ただそういうマスタープランをつくらんことには国の事業に乗らんとか優先順位がっていうことになるんだらうけど、そんなことばかりで、目先にやはり現実通れないようなところについてきちっとした具体的な案が何でも示されへんっていうのは、やっぱりこう問題かなと思うんですけど、だから、この2ページの3番目に出てくるのはこのとおりですよ。やっぱり市民はそういうことを感じながらやって、どうなっとるんやという話だと思うんですけど、その辺りもう少し具体的に答えていただけませんか。

◎北村勝委員長  
都市計画課長。

●中村都市計画課長

すみません。そのマスタープラン、基本構想に出てこないエリア等でも確かに困ってみえる方ってのはたくさんみえると思いますので、そのような声は順次拾いながら、そういうような意見を頂きましたら、それぞれの関係、その管理者さんのほうへ向いてお話をさせていただいて、できる限り早く整備ができるように協議をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎北村勝委員長  
宿委員。

○宿典泰委員

多くは言いませんけども、やはり担当課のほうでその辺り伊勢市のまちづくりをしとるわけですから、あなたらが。それでもってこの上位計画というの立地適正化計画をやとるわけでしょう。そんなん我々が住む市内ですごい便利やと言える状況にならんことには移転等にも影響が出てくるんちゃうかなと思うんですよ。ただ単に網掛けをしたらいいという問題ではないんで、その辺りのことの関係も含めてもう一度お答えください。

特に人口についても、これから20年云々ということでもうすごい人口減少ですよ。何かその歯止めをするというのは、一つにはまちづくりをどのようにしていくかっていうこともキーにはなっとるんですよ。細かく言うと、これ働き場所があるとかそういう問題も当然あるんですけど、全体としてはやっぱりまちづくりというのをどういうふうにしていくかと、魅力があるかということになって、何か計画づくりでやったらええという話ではないので、その辺りもう一度お答えください。

◎北村勝委員長  
都市整備部長。

●森田都市整備部長

ただいま仰せの部分なんですけども、確かにまずは計画づくりというところから私たち

はこのマスタープランを今回も作成をさせていただいております。ここにつきましては、今おっしゃっていただいたようなまちづくりにもつながっていく話ということで、私たちは取組をしてるわけですが、まずマスタープランがあって、そして、お話をさせていただきました基本構想、これが実際の実施計画ということになって、ここで具体的な案を出していくと、それによって実施につなげていくっていうようなことをやっております。これによって、ただいまおっしゃっていただいた国や県、それと市が一体となって取組を進めることができ、その中で、ただいま出ておりましたようなポイント、そういったところのバリアフリーも進めていこうというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎北村勝委員長

よろしいですか。

他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【空き家等の対策について】

◎北村勝委員長

次に「空き家等の対策について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

住宅政策課長。

●宮瀬住宅政策課長

それでは「空き家等の対策について」御説明申し上げます。

資料2-1を御高覧ください。1の「空家の状況について」でございます。

(1)の令和2年度空き家等実態調査の速報値につきましては、調査の委託事業者より、昨年12月15日時点での空家件数について、2,376件であるとの報告がございましたので御報告申し上げます。

(2)空家件数の推移の表につきましては、前回、平成27年度の実態調査以降、5年間の推移をグラフにしたものでございます。

次に大きな2番の「令和2年度取組状況について」でございます。

(1)の空き家等の適正管理を進めるための活動につきましては、資料に記載のとおり実施いたしました。

(2)の空家バンクの運用状況につきましても記載のとおりでございます。

(3)の特定空き家等の認定状況でございますが、これまでに11件を認定したもののうち、昨年12月末時点の資料では5件が解除済みとなっておりますけれども、1月下旬にもう1件の除却が確認できましたので、合計6件が解除済みとなりました。残り5件につきまし

でも引き続き指導を実施してまいります。

資料の裏面を御高覧ください。（４）の補助金の交付決定状況についてでございます。昨年12月末時点で、住宅・建築物耐震改修等促進事業につきましては、空き家分について98件、老朽危険空家等除却事業については3件を交付決定しております。移住促進対策空家改修支援事業については1件を交付決定しました。空家に住んでみません家事業につきましては、家賃補助は3件、改修補助は該当物件がございませんでした。

次に（５）の補助事業の改善についてでございます。空家に住んでみません家事業の改修補助については、補助の実績がないことと、中心市街地エリア内にある空き家の空き家バンクへの登録を促進するという二つの観点から、バンクに登録した中心市街地エリア内の空き家を改修する場合に、補助率を2分の1から4分の3に、補助金の上限を50万円から75万円に引き上げるよう改善し、中心市街地への居住誘導を図りながら、空き家の利活用促進につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、3の「特定空家等」に関する行政代執行の指針(案)について」御説明申し上げます。

（１）の本指針(案)の位置づけについてでございます。国が定めたガイドラインは全ての地方公共団体向けの汎用性を持たせたものとなっております。伊勢市が実際に特定空家等に対する措置を行う上で、これを補完するものが必要なことから指針を定めようとするものでございます。

（２）の補完の概要についてでございます。ガイドラインに記載のないものを大きく3点補完しております。一つは「勧告、命令、行政代執行の実施に際し伊勢市空家等対策協議会に諮問すること」、二つ目は「略式代執行へと進む前には、財産管理人制度の利用を検討すること」、三つ目は「代執行の実施に際し、実務的に事前に準備しておくべきこと」でございます。

（３）の策定の経過についてでございます。令和2年10月16日に空家等対策庁内検討会におきまして素案を検討し、令和2年11月27日に伊勢市空家等対策協議会に諮問した結果、「適当である」との答申を得ました。

次に資料2-2の指針(案)の3ページのほうを御高覧ください。特定空き家に対する措置の手順をフローで表現いたしました。このフローチャートでは、所有者がはっきり分かっている場合はフローの左側を、調査を尽くしたものの所有者が不明であるといった場合は右側を進みます。

まず左側、所有者を確知できている場合は、1、助言または指導から始まり、状況改善の見込みが立たない場合、2の勧告へ進み、この勧告を経てなお改善がなされない場合、3、意見書等の提出の機会を設けて所有者側の意見も聞いた上で、4の命令へと進みます。そして、それでも改善がなされない場合、5の行政代執行へと進むこととなります。

本指針(案)では、2の勧告と4の命令及び5の行政代執行の三つの段階に進む前に「伊勢市空家等対策協議会に諮問すること」と定め、慎重に判断することとしました。

次にフローの右側、市に過失なく所有者等を確知できていない場合の処理でございます。この場合に、6番、財産管理人制度の利用検討を実施することといたしました。これは、7の略式代執行の措置を実施する場合、解体工事費用を所有者から強制徴収できる仕組み

がそもそもなく、費用の回収が困難になることへの解決法として、他市町では民法上の財産管理人制度を活用しているケースがあることを鑑み、7の略式代執行へと進む前にきちんと比較・検討し、最適であると考えられる手法で取り組むこととしたものでございます。

このほか、資料20ページ、21ページにおきまして、行政代執行の実施に際し、実務的に事前に準備しておくべきことを定めさせていただきました。

続きまして、資料が前後して申し訳ございません。お手元の資料2-1の裏面にお戻りください。資料の最後、4番、「今後のスケジュール」について御説明申し上げます。

本年2月中には、「特定空家等に関する行政代執行の指針」を策定予定でございます。また、2月末には空家等実態調査が完了いたします。その後、令和3年度中に第2期伊勢市空家等対策計画の素案検討、パブリックコメント実施などを経て、令和4年3月末には、第2期伊勢市空家等対策計画を策定したいと考えております。

以上、「空家等の対策について」御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

#### ◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

岡田委員。

#### ○岡田善行委員

すみません、簡潔にさせていただきますけど、特定空家の件だけちょっと教えてください。

先ほどの説明ですと、12月末で6件、今年1件ということで、残り5件という話になっております。指導していくということも言っておりますので、所有者は分かっていると思っております。ただ、分かっている状態で、今これができないっていうことは問題点があるということ、認識させていただいております。こちらのほう、多分ほとんどが相続でもめていて何もできないとかそういうことになると思うんですが、どのような問題点があったのかだけお聞かせください。

#### ◎北村勝委員長

住宅政策課長。

#### ●宮瀬住宅政策課長

特定空家残り5件につきましては、定期的に現地確認を行わさせてもらって所有者に働きかけを行っております。市内の所有者には訪問させていただいて直接お話もさせていただき、市外・県外の方にも文書の送付や訪問なども行っておりますけれども、先ほどおっしゃってみえたように、相続などの問題解決に時間かかっているというのが現状でございます。

このうち1件につきましては、昨年12月に隣接する通路、安全確保のために一部通行止めとさせていただきました。このまま改善が見られない場合、次のステップへ進むということも検討しております。ほかの4件についても大きくは変わっておりませんが、

今後も引き続き指導のほうを続けてまいりたいと思っております。以上です。

◎北村勝委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

分かりました。やはり相続問題、これ最近では身内でもよくもめるっていうこともよく聞いております。その間も未相続っていうのはすごく問題になっていて、国のほうも法制審議会で相続登記義務化を今、答申しておいて、罰則もつくるという厳しい措置を取っていかうという考えも今、やって動いているところでございます。

ですので、これからこういうところはなかなか問題になるであろうけども、こういうところの解決ができていくと思うんですが、こちらのほうの指針のほうで、19ページのほうになりますけど、こちらのほうにも、代執行を実施しなかった場合、特定空家等の倒壊等により国家賠償法による賠償責任を問われる可能性があるということをやりたいながら、代執行を実施した場合、所有者等から損害賠償請求の訴訟があるという、相反する二つの答申が出ております。そう考えますと、こちらはどちらにも取れるので、伊勢市はどちらのほうに腹を決めて、こちらのほうに重きを置いてこれからきつくやっていきますよってやるのか、やはり損害賠償請求があるのでもう少し限度を見ながらやっていくのか、そういう点はある程度自分ところの裁量で決めることであるので、どちらのほうを行うのかお聞かせください。

◎北村勝委員長

住宅政策課長。

●宮瀬住宅政策課長

特定空き家が周辺に及ぼす影響のうち、特にその生命財産に危険を及ぼすものといったものについては迅速な対応が必要というふうに考えております。

最終手段として代執行による場合に費用回収の手だてを検討しておくってことはそれは当然もちろんなんですけれども、回収の見込みがないからといって、先ほどその訴訟のこともありますが、その執行を見合わせるっていう、そういうことはすべきでないっていうふうに思っております。順に従って代執行のほうへ進むことがあれば、ちゃんとやっていきたいと思っております。

◎北村勝委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

分かりました。今のお答え聞きますと、伊勢市もそれなりの態度を取ってきちっとやっていきたいということをお聞かせいただきましたので、やはりこれってなかなか難しい問

題ですので、近隣の住民もかなりいろんな損害を受けてる場合もありますので、適時に措置を取ってやっていていただきたいと思いますのでお願いいたします。以上でございます。

◎北村勝委員長

他に御発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【水洗便所等改造資金助成制度の改正について】

◎北村勝委員長

次に「水洗便所等改造資金助成制度の改正について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

下水道施設管理課長。

●森本下水道施設管理課長

それでは「水洗便所等改造資金助成制度の改正について」を御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。始めに1、「現状」でございます。下水道が利用できるようになることを供用開始と言いますが、この時点から、家庭などから発生する汚水を下水道の入口である公共汚水ますに接続していただく排水設備工事、いわゆる下水道接続工事を行っていただくこととなります。排水設備工事は個人の負担で行う工事となりますので、例えば、くみ取便所の水洗化、浄化槽の廃止、公共汚水ますに接続する配管が必要になるなど、まとまった資金を御用意していただく必要があります。

このことから、排水設備工事の負担軽減を図るため、工事費を支援する制度として、水洗便所等改造資金助成制度を設けております。助成の対象となる世帯要件としまして、特別障がい者世帯、高齢者世帯、独り親世帯につきましては、必要と認めた工事費の2分の1の額で38万円を上限として助成し、生活扶助受給世帯におきましては、上限を50万円として、必要と認めた工事費の全てを助成しております。

利用実績につきましては、平成30年度は22件、令和元年度は20件となっております。なお、本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症による社会・経済情勢の影響もあって排水設備工事を手控える傾向がみられ、前年度の公共汚水ます設置数に対する接続件数の割合が前年度と比べまして低下しており、水洗化に影響が出ている状況となっております。

現行の制度の内容につきましては下段の囲みに記載しておりますので、後ほど御高覧ください。

裏面を御覧ください。続きまして、2、「水洗化の課題」でございます。水洗化を促進するためには供用開始後速やかに公共下水道に接続していただくことが重要であることから、積極的に未接続の世帯への啓発を継続して行っていますが、水洗化率が伸びない状況

であります。啓発時にお聞きする接続しないまたはできない理由としましては「経済的な理由」が最も多くを占めていることから、個人の負担で行っていただく排水設備工事のまとまった資金が必要になることが水洗化の課題となっております。このことから、現在の社会・経済情勢も考慮し、収入が減少した世帯への一時的な支援策を含む助成制度に見直すこととし、水洗化率の向上に努めて参りたいと考えます。

続きまして、3、「改正の目的」でございます。一つ目としまして、助成の対象者を広げ、水洗化率の向上を目指します。

二つ目は、新型コロナウイルス感染症による影響等で世帯の収入が助成制度の基準額以下に減少した世帯に対して一時的な支援の充実を図ります。

続きまして、4、「改正の内容」でございます。一つ目は、現行の制度の世帯要件につきまして、生活扶助受給世帯に関する助成の条件は維持しつつ、残る三つの世帯要件である特別障がい者世帯、高齢者世帯、独り親世帯を廃止することで、家族構成や年齢等による条件をなくし、助成の対象者を広げ、全ての世帯を対象とします。

二つ目は、対象となる区域につきまして「供用開始から3年以内の区域」としている助成の条件を令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、適用しないとすることで市内全ての供用区域を対象とした一時的な条件解除の措置を講じます。

最後に、5、「改正の時期」でございます。令和3年4月1日から施行したいと考えております。

以上、「水洗便所等改造資金助成制度の改正について」の御説明を申し上げます。何とぞ御協議賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。  
野口委員。

#### ○野口佳子委員

今、説明をしていただきましたように水洗トイレの補助金なんですけども、今のところ工事費の2分の1は、これは特別障がい者世帯とか高齢者世帯で独り親世帯なんですけども、それでそのあとの生活扶助受給世帯のところでは、上限50万円としてこの工事費を助成するとなってるんですが、これはどのように違うんでしょうか。

#### ◎北村勝委員長

下水道施設管理課長。

#### ●森本下水道施設管理課長

野口委員の質問にお答えさせていただきます。生活扶助受給世帯以外は通常所得があるということが考えられますので、必要と認めた工事費の2分の1、上限38万円として助成金を設定させていただいておるということになっております。

また、生活扶助受給世帯に関しましては、50万円を上限として工事費全てを助成するよ

うな設定をさせていただいてます。以上です。

◎北村勝委員長

野口委員。

○野口佳子委員

そしたらすみません、この排水設備のこの工事ですけど、22件と20件というのはどのぐらいの、何%ぐらいなんでしょうか、それで。

◎北村勝委員長

下水道施設管理課長。

●森本下水道施設管理課長

平成30年度の22件がですね、利用率が約2.9%でございました。令和元年度の20件というのは、利用率として2.4%というふうになっております。以上でございます。

◎北村勝委員長

野口委員。

○野口佳子委員

分かりました。このコロナのところで、本当にこの2.9%とか2.4%っていうのは少ない率やと思うんですけど、どんなんでしょうか。

◎北村勝委員長

下水道施設管理課長。

●森本下水道施設管理課長

お答えします。そうですね、申請件数に対しましての利用率でございますので、かなり低い数字と考えております。何分、対象となる条件を設定させていただいて、やはり対象外となる方もみえますので、その辺を今回解除することで、そういうふうな対象となる方の間口を広げて、幅広い世帯から申請のほういただきたいという考えでございます。

◎北村勝委員長

野口委員。

○野口佳子委員

そうしましたら次のところなんですけども、水洗化率は伸びていない、接続できない理由といたしまして、経済的な理由って聞かせていただきましたんですけども、このところで改正の目的のところにもいろいろと書いていただいたんですけども、これをもう少し詳しく

説明してください。

◎北村勝委員長

下水道施設管理課長。

〔「同じことを答えたらいいんや」と呼ぶ者あり〕

●森本下水道施設管理課長

現行制度を世帯要件として、家族構成、年齢構成というのが設定されておりました、助成の対象やとかですね、対象外っていうふうに区分されておりました、下水道に接続したいけども、その個人負担となる工事費を準備するのに困難やという御意見も頂戴することもございます。今の対象条件以外の世帯でも利用が可能なようにしてほしいという御意見もいただくことがございまして、今回、生活扶助受給世帯を除く世帯要件を廃止して助成の対象となる世帯を拡充することで排水設備工事につながり、水洗化率の向上が図れるものと考えております。以上です。

○野口佳子委員

分かりました。ありがとうございます。

◎北村勝委員長

他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【勢田川流域等浸水対策協議会について《報告案件》】

◎北村勝委員長

続いて、報告案件に入ります。

「勢田川流域等浸水対策協議会について」当局からの御報告を願います。

都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

それでは「勢田川流域等浸水対策協議会について」御報告申し上げます。

本件につきましては、令和元年11月の産業建設委員協議会にて御説明した実行計画について、その後の進捗状況等を御報告させていただきます。

資料4を御覧ください。1の「経緯」についてでございます。平成29年の台風第21号により、伊勢市内では昭和49年の七夕豪雨を大幅に上回る累積降雨量を記録し、河川の氾濫などによって死者1名、1,800戸を超える家屋等が浸水する被害が発生しました。

このような状況を受け、浸水被害の軽減に向けて国・県・市が一体となって対策を行うため、平成30年1月に勢田川流域等浸水対策協議会を設立、同年6月には実行計画を策定

し、各機関が対策メニューに基づき事業を実施しているところです。

次に、2の「勢田川流域等浸水対策実行計画」でございます。（1）対策メニューの勢田川、桧尻川につきましては、昨年11月30日の書面会議において、表にピンク色で着色しているメニューを実行計画に変更・追加しております。

2ページを御覧ください。（2）対策メニューの汁谷川についてですが、これにつきましても書面会議にて実行計画に追加されており、主な対策メニューは、表の1番、特殊堤の整備や2番の排水ポンプの新設でございます。

次に、3の「主な短期計画の進捗状況」でございます。記載しております国・県・市の進捗状況を御説明いたしますので、恐れ入りますが3ページを御覧ください。まず、国の対策メニューでございます。上段の①河道掘削（勢田川）についてですが、河道断面を増やし、洪水時の水位を下げるために河道の掘削を行うこととしております。掘削の範囲は、写真左側の国道23号付近からその上流の三重県伊勢庁舎付近までの約4.5キロメートルの区間でございます。写真の黒色の箇所が実施済み、青色が今年度実施中、赤色が今後の予定個所で、今年度で計画のおおよそ半分が完了します。

次に、下段の②桧尻川排水機場ポンプ増強につきましては、現状毎秒11.5立方メートルの排水量を19.5立方メートルに増強していきます。現在は、工事の設計と用地取得を行っているところです。

4ページを御覧ください。上段の③堤防かさ上げについてでございます。勢田川は、JR参宮線付近の河川幅が狭くなっており、その影響による溢水氾濫を解消するため、狭窄部の上流約1.4キロメートルの区間において、両岸合わせて2.8キロメートルの堤防のかさ上げを行ってまいります。

次に、下段の④勢田川浸水状況共有システムにつきましては、市内の冠水しやすい道路33か所に浸水センサーを設置し、浸水状況を把握することで水防活動や防災業務を支援できるようシステムを構築してまいります。浸水センサーは、写真にあるようにカーブミラーなどに道路面から5センチ程度と30センチから50センチ程度の2か所にセンサーを設置し、大雨時に道路の水位がセンサーまで上がったとき検知するようになっております。昨年9月に設置を完了しており、最終的には行政だけでなく自治会等へ道路の浸水状況を情報提供できるよう計画しております。

5ページを御覧ください。県の対策メニューでございます。上段の①河道掘削（桧尻川）につきましては、計画しておりました伊勢赤十字病院から八間道路の区間のうち、黒色の区間が令和元年7月に、赤色の区間が令和2年5月に完了しております。

次に、下段の②特殊堤整備（汁谷川）でございますが、平面図の赤色で示した区間において不足している流下能力の向上を図るため、図右上の断面図のように堤防高さを上げる特殊堤整備を短期計画として位置づけ、令和4年度に完了する予定です。

6ページを御覧ください。伊勢市の対策メニュー、①下水道整備でございます。現在、勢田川・桧尻川流域の中の3排水区で整備を進めております。その内、桧尻第1排水区では、令和3年度完了を目途に雨水幹線排水路の護岸改修を進めているところです。桧尻第2排水区につきましては、雨水幹線排水路の整備に向け設計を行っているところです。倉田山排水区につきましては、黒瀬ポンプ場の排水量を現状毎秒12.3立方メートルから17.7

立方メートルに増強していきます。現在は、設計を行っているところです。

恐れ入りますが2ページにお戻りください。4の「今後の取組みについて」でございます。実行計画につきましては、定期的に協議会を開催し、各事業の進捗管理や必要に応じて計画の見直しを行い、引き続き国・県・市が連携しながら効果的な浸水被害の軽減を目指してまいります。

以上、「勢田川流域等浸水対策協議会について」御報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

◎北村勝委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

世古口委員。

○世古口新吾委員

報告案件でございます。ただいま説明を受けて理解するわけでございますが、私先般、桧尻川、川底のしゅんせつを見てきたわけでございますが、非常にきれいにしてもらってあって、平成29年の台風時とはもう、すってんばってん状況変化が出ておるように思います。その辺については評価させていただきたいと思います。

桧尻川はしゅんせつ、あるいはまたポンプの設備や、あるいはまた河道掘削など、今後引き続いてやられるということで非常に安心できるのかな、このように思っておるわけでございますが、最近ゲリラ豪雨の関係とか台風の雨水対策について、非常に大きな被害が出ておるように思います。これについては伊勢市だけじゃなくて全国的に出とることではありますが、やはり過去、貯水域としてなっていた田園地帯の開発が非常に進んでおりまして、代わる対策、手段としてポンプの設置を進めてもらっておるわけでございますが、非常にここらについては限度があるように思います。

そこで、やはり水対策として、長期計画として、流量、分水といいますか、そういったことについて、上のほうで宮川へ分水するとかそういったことについてもいろいろと考えていかなければいけないのではないかな、このように思います。その辺について長期的な計画をお持ちだと思いますが、計画がありましたら、そういったことについても御披露願いたいな、このように思います。

◎北村勝委員長

都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

台風等、ゲリラ豪雨も含めて非常に被害が出ておるといような昨今の傾向でございます。今、分水の話もございましたけれども、平成29年の被害を受けてそういったことを、同じような被害を起こさないようにということで、国・県・市と一体になってこの協議会で対策を考えておると。今、短期の主な報告をさせていただきましたけれども、長期計画も達成することで大幅な被害の軽減になるということで進めておるといようなところで

ございます。以上でございます。

◎北村勝委員長  
世古口委員。

○世古口新吾委員

やはり当然の話でございますけど、水は高いところから低いところへ流れるということで、非常に桧尻川周辺と申しますか、非常に低くて海に面してるということでございまして、集中的な豪雨のたびに浸かる、そういったことも十分日頃から分かっておりますので、しっかりとそのように対応していただきたいと思います。

そしてまた、勢田川のかさ上げの話がございまして、やはりかさ上げも非常に大事だと思います。桧尻川周辺については、住宅と堤防の上がつらつらみたいな感じでございますので、若干今後ともいろいろ水をよけられるかさ上げを考えていただきたいな、このように思います。

◎北村勝委員長

他に御発言ありませんか。

〔「世古口さんの質問は宮川の分水の話があって、そのことを答えてない」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

上下水道部次長。

●前村上下水道部次長

桧尻川の上流域につきましては、6ページでお示しさせていただいております、桧尻第1排水区並びに第2排水区、これらが流域となって桧尻川へと導く計画となっております。

流域分けにつきましては、勢田川改修地点から桧尻川へは二つの排水区ということで決定しておりますので、現在のところ宮川への分水という計画は持っておらず、我々下水道事業のほうで、この排水については今回の短期を含め、長期的な取組で桧尻川へ安全に水を流すという計画で実行してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

◎北村勝委員長

野口委員。

○野口佳子委員

5ページの汁谷川のところでちょっとお聞かせください。特殊堤整備っていうのはどのようなことをされるんでしょうか。

◎北村勝委員長  
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

資料の5ページ下段の図面がございます。右上に特殊堤整備と赤で書いてございますけれども、現状の堤防の上に、これもかさ上げという形で低いところの箇所について堤防高を上げることで排水能力の向上を図るといような計画でございます。以上でございます。

◎北村勝委員長  
野口委員。

○野口佳子委員

整備してもらいましたら全体に皆同じような高さになるのでしょうか。

◎北村勝委員長  
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

ただいま設計を県のほうでやっていただいておりますけれども、お聞きしておるところでは、兩岸の高さが合っていないといいますか、計画高まで行っていないところがあるというところで、そういったところをその特殊堤整備ということで高さ上げてカバーしていくということになっております。以上です。

◎北村勝委員長  
野口委員。

○野口佳子委員

そうしましたら、何年度までで完了されるんですか。

◎北村勝委員長  
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

短期計画ということですので、現在設計して令和3年度から工事にかかっていく予定で、完了が少なくとも令和4年度までを目標に位置づけてございます。

◎北村勝委員長

よろしいですか。

他に御発言ありませんか。

辻委員。

○辻孝記委員

1点だけ確認させてください。

最終6ページのところに下水道整備の関係で、桧尻第1排水区を今工事やってもらってますんで、桧尻第2排水区の今設計をこれからやっていこうということで話がありましたが、これ清川からの水がそのまま桧尻川のほうへ流れてくると、第1排水区と、それから高向のほうから流れてくる水等があるかというふうに思うんですが、この三つのものがこの1点に集中していくわけですが、この辺でこの付近の溢水とかその辺のことというのは考えられておられるんでしょうか。大丈夫でしょうか。

◎北村勝委員長

下水道建設課副参事。

●岡井下水道建設課副参事

この三つのルートが1点で合流するという点について、溢水があるかどうか、こちらについても、そういったところが起こらないような計画を今現在進めておるところです。

そして、その合流の仕方につきましても、河川の管理者さん、こちらと現在協議をしながら検討を進めているところであります。以上です。

◎北村勝委員長

他に御発言ありませんか。

副委員長。

●宮崎誠副委員長

長くなって申し訳ございません。1件だけ私から聞かせていただければと思います。

資料の4ページ目の勢田川浸水状況共有システム、これについては非常に情報として提供いただける形になるということで、私もぜひとも進めていただきたいと思っておりますが、私も一度一般質問のほうで、こういったシステムだと逆に水防に対しては見た目で見えるものだとは思いますが、実際に提案させていただきましたマンホールの蓋にセンサーをつけて下水道水量の状況を見る、これが第一であるかと思っております。

この件について、この国・県・市の協議の中で意見が出ていたのか出ていないのかだけ、よろしく教えていただければと思います。

◎北村勝委員長

分かるほうで。

都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

今の報告では道路上のということですが、御質問の下水の中の水位ということで、これはそういうシステムというか、仕組みがあることは情報として国のほうからもいただいております。まだ今後検討をしていくというような、検討課題というかそのような段階でございます。以上です。

◎北村勝委員長  
副委員長。

○宮崎誠副委員長

これは、検討段階って言いましても、もう3年以上前に他の自治体でも始まっている事業です。実際にこの事例をどういうふうに共有していくのか、情報として捉えていくのかというのは非常に大事だと思っております。

実際に越水をしてからのこのセンサーとしては、確認ができるということであれば、実際の水防を計画して進めていくについてはもう一段階早いものが僕は必要と考えています。これについてはいろんな場面で情報を収集していただいて、こういった議論のできる場があればそこでも提供していただく、そして協議をして、何をもって水防としていくのか、このことについては今後の検討課題として考慮していただきますようお願いいたします。以上です。

◎北村勝委員長  
よろしいですね。  
他に御発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎北村勝委員長  
御発言もないようですので、本件については、程度で終わります。

### 【伊勢市景観計画の重点地区指定等について《報告案件》】

◎北村勝委員長  
次に「伊勢市景観計画の重点地区指定等について」当局から御報告願います。  
都市計画課長。

●中村都市計画課長

それでは「伊勢市景観計画の重点地区指定等について」御報告申し上げます。  
資料5を御覧ください。1、「令和元年6月3日産業建設委員協議会報告以降の経過」でございます。平成31年度は河崎町まちづくりを考える会との協議を計3回行いました。また、2月17日に伊勢市景観委員会での口述の機会を設け、6名の方に口述いただきました。

令和2年度には、引き続き河崎町まちづくりを考える会との協議を計4回行いました。

7月には口述された方に対し、口述内容に対する市の考え方についての回答書を送付させていただきました。

また、地元のまちづくり団体であるNPO法人伊勢河崎まちづくり衆と意見交換したいという希望も受け、9月3日、10月21日に意見交換しました。

続きまして、2、「河崎地区の景観まちづくりの現状と今後について」でございます。河崎地区におきましては住民主導でまちづくりが進められ、その流れの中、市としても、平成23年度以降地元自治会との意見交換会や地元説明会を開催しながら、重点地区指定に向けて取り組み、平成29年7月から8月にかけて重点地区指定案についてパブリックコメントや説明会を行ってきましたが、地元住民の方より御異議をいただいたため重点地区の指定には至りませんでした。

平成31年3月には地元住民等625名の署名とともに嘆願書が提出され、市としてこれを重く受け止め、嘆願書の取りまとめを行った河崎町まちづくりを考える会と協議を重ねてきました。町並みの保全が地域にとって重要と考えている団体もありますが、地域全体の意向としてまとめるまでには至っていないのが現状です。景観については地域の意向が重要であるため、賛否両論のある状況において、市主導で重点地区の指定を進めるものではないと考えております。

河崎町まちづくりを考える会との協議において、署名された方に市の考えを伝えてほしいとの御意見をいただきましたので、令和2年11月に嘆願書に係る市の考え方として、準防火地域の再指定の予定はないこと、河崎2丁目沿道景観形成地区の廃止の予定はないこと、河崎地区の重点地区及び景観エリアの指定の予定はないこと、歴史的建築物の保存、利活用は所有者から相談があった場合に検討することなどを嘆願書に署名された方に送付させていただきました。

今後、地域としてまちなみ保全や景観まちづくりを進めたいという意向があった場合には、地域主体の取組や検討に対し、市としても支援を検討したいと考えております。

以上、「伊勢市景観計画の重点地区指定等について」御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

◎北村勝委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後0時10分

◎北村勝委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 【管外行政視察について】

◎北村勝委員長

それでは「管外行政視察について」御協議願います。

本件につきましては、例年5月頃に実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から現時点では見送りとさせていただきたいと考えております。

なお、今後視察が行える状況になったと判断した場合は、本協議会において改めてお諮りさせていただく予定です。

このことにつきまして、何か御発言がありましたらお聞きしたいんですけど、御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、お諮りいたします。

管外行政視察の実施につきましては見送りということにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後0時10分